

社労 think NEWS (併設 社労士家村事務所)

—2021年 初冬号—



～事務所宣言～ 私たちは男女が
ともに安心して子育てをし、仕事に打
ち込める社会を目指します

〒101-0022

東京都千代田区神田練馬町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail k@iemura.jp URL <https://sr-wakariyasuku.com/>

雇用調整助成金 特例措置の延長について

雇用調整助成金の**特例措置**について、厚生労働省が来年**3月末まで**延長する予定を発表しました。

現在の助成内容は令和3年12月末まで継続、令和4年**1月以降**の特例措置の内容については、1日1人あたりの助成上限額を**段階的に縮小**する予定です。

なお、来年1月からは、これまで初回申請時に求められていた業績悪化の証明について、再確認を行う予定とのことです。

小学校休業等対応助成金・支援金 延長

新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえなかった保護者が、令和3年8月1日以降に取得した休暇を対象に再開されていた「小学校休業等対応助成金・支援金」制度について、厚生労働省が**令和4年3月末まで対象期間を延長**する予定を発表しました。詳しくは下記リンクをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22403.html

雇用保険マルチジョブホルダー制度

来年1月1日から、「雇用保険マルチジョブホルダー制度」が新設されます。「雇用保険マルチジョブホルダー制度」とは、**複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者**（1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満）が、そのうち2つの事業所での勤務を合計すれば雇用保険の適用対象者の要件を満たす場合に、**本人からハローワークに申出**を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者（マルチ高年齢被保険者）となることのできる制度です。

実務上の留意点としては、マルチジョブホルダーの雇用保険の適用には本人の申出が必要であり、要件を満たしていても申出をするかどうかは**任意**ということです。

ただし、加入後の取扱いは通常の雇用保険の被保険者

と同様で、**任意脱退はできません**。

マルチジョブホルダーが雇用保険の適用を受けるためには、**事業主の協力**が必要なため、労働者から手続に必要な証明を求められた場合は、速やかな対応が必要です。

改正育児・介護休業法 規定例公表

初秋号でもお伝えしましたが、今年の6月に改正育児・介護休業法が成立し、来年4月以降、法改正内容が順次施行されます。このたび厚生労働省から、**法改正に対応した育児・介護休業等に関する規則の規定例**が公表されました。規定例のパンフレットには詳細版と簡易版があり、詳細版の中には、社内様式例や労使協定例、個別周知・意向確認書記載例、制度・方針周知ポスター例なども掲載されています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html>

詳細については、今後も事務所ニュースでお伝えします。

弊所の体制について

弊所では新型コロナウイルス感染対策として、**職員のシフトを見直し対応**しております。引き続き、ご相談やお問合せはメールまたは家村携帯 **09035225025** までお願いします。Zoom や Webex 等にも対応しております。

年末年始休業のお知らせ

弊所は**12月29日(水)～1月4日(火)まで**

年末年始休業とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

